

34) 品目名：フライアッシュ入り再生砕石

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 製品又は原材料が、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環告第46号）に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ほう素及びふっ素</p> <p>(2) その他溶出するおそれのある物質がある場合は、その物質</p>
規格に関する基準	<p>1 「秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準」（平成27年12月秋田県建設部）に適合していること。</p>
循環資源の配合率	<p>1 「秋田県石炭灰リサイクル再生砕石使用基準」（平成27年12月秋田県建設部）5. 石炭灰再生砕石の品質基準に適合する配合率とする。</p>

平成28年2月4日制定